

【資料 1】

八郎湖環境学習推進業務委託に係る企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県が実施する「八郎湖環境学習推進業務」に係る委託候補者を選定する企画コンペに関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務の内容

- (1) 業務名 八郎湖環境学習推進業務
- (2) 業務の仕様等 資料 2「八郎湖環境学習推進業務仕様書」のとおりです。

2 委託期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとします。

3 委託金額の上限

- 1, 569, 073 円（消費税及び地方消費税含む）

4 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、下記に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県から参加資格の確認を受けた者とします。

【参加資格の要件】

- (1) 秋田県内に活動拠点（本社、支社または営業所等）を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者。
- (4) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 八郎湖流域の地域住民団体や関係機関（秋田県、市町村、県立大学等）と連携して八郎湖の環境保全活動を行っているなど、事業を効果的に実施できる意欲、能力を有する者。
- (7) 小学校での八郎湖関連の環境学習に係るノウハウを有する者。

5 手続き等に関する事項

(1) 事務局

〒010-8570 秋田県秋田市山王 4 丁目 1-1 秋田県庁舎 5 階
秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室
電話：018-860-1631
FAX：018-860-3881
メールアドレス：hachiroko@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の交付

① 交付場所：5の(1)に同じです。

② 交付書類：

資料1：企画提案競技実施要領（本書）

資料2：委託業務仕様書・参考図書

資料3：企画提案競技審査要領

資料4：様式集（様式1～5）

③ その他：上記の交付書類は、秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報（コンペ情報）」及び「秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室 からののお知らせ」に掲載します。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】「実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

① 受付期間：平成31年4月10日（水）午後5時まで

② 受付場所：5の(1)に同じです。

③ 提出方法：電子メールに限ります。

④ 回答方法：質問及び回答事項をとりまとめのうえ、秋田県ホームページ「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報（コンペ情報）」及び「秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室 からののお知らせ」に掲載します。

⑤ 掲載期日：平成31年4月11日（木）午後5時までに掲載します。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければなりません。

① 参加資格確認申請書類

- ・【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書
- ・【様式3】 会社概要及び過去5年間の主な業務実績
- ・【様式4】 参加資格確認申請受付票

② 提出締切：平成31年4月15日（月）午後5時

・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までの間に事務局に提出してください。

・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局に必着としてください。

③ 提出締切までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができません。

④ 参加資格の確認結果は、平成31年4月17日（水）までに電子メール及び郵送により通知します。

⑤ 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は参加資格を取り消します。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

① 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、秋田県に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求められます。

・提出期限：平成31年4月18日（木）午後5時

※午前9時から午後5時までの間に提出してください（正午から午後1時を除く）。

・提出場所：事務局

・提出方法：持参によります。

② 秋田県は、書面を受理したときから3日以内に説明を求めた者に対して、郵送により書面でその理由を説明します。

(7) 審査書類の作成及び提出

①企画提案競技への参加者は、次の書類を事務局に提出してください。

ア)【様式5】企画提案書5部

企画提案書は、本実施要領及び仕様書を踏まえ、次について記述したものを添付し提出してください。

No	項目	記載内容
1	基本的な考え方	・業務を実施するにあたっての自社の基本的な考え方
2	事業の実施方法	・環境学習プログラムの内容 ・八郎湖の現状について触れ、自ら考えさせるための手法 ・子ども交流会の内容、一日のスケジュール、場所、対象人数等
3	実施体制	・人員体制、役割分担、年間計画等 ・八郎湖に関わる団体、県立大学等とのネットワーク
4	経費概算見積書	・経費内訳は、人件費・報償費・旅費・需用費・通信運搬費など、各項目毎に具体的な金額を円単位で記載して下さい。 ・必ず「消費税及び地方消費税」欄を設け、非課税業者である場合は「0」円と記載下さい。

- ・企画提案書のサイズ等は、原則としてA4版、横書きとします。
- ・図・表・その他必要と思われる資料の添付も可とします。

②提出方法は事務局に持参又は郵送によるものとします。

③提出締切は、平成31年4月22日(月)午後5時(必着)とします。

④提出締切までに提出しない者は、辞退したものとみなします。

⑤一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとします。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

①民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

③その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

6 企画提案競技の審査と契約候補者の選定方法に関する事項

(1) 企画提案競技の審査

企画提案の審査は、資料3「環八郎湖環境学習推進業務委託企画提案競技審査要領」に基づき審査を行います。審査会で優れていると認められた者について、優先順位を付け、第1位順位者を本業務の契約候補者として選定します。審査は書面審査とし、プレゼンテーション審査を実施する場合は、企画提案競技参加者に別途通知します。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託上限額を上回った場合には、審査の対象とはなりません。

(2) 結果の通知

書面審査の結果は、平成31年4月24日(水)までに、各参加者に電子メール及び郵送に

より通知します。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約の相手方及び委託契約金額

上記6により選定された契約候補者と、予定価格の範囲内で契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

ただし、上記6により選定された契約候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次順位となった企画提案者と契約内容についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。

(3) 契約保証金

秋田県財務規則第177条、第178条及び第179条の規定によるものとします。

(4) 企画提案の取扱

企画提案書等に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項等がある場合には、県と契約候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

8 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

①参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

②提出書類は返却しません。

(2) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負います。

(3) 参加者が本件企画提案に要した費用は、参加者の負担とします。